

商品CFD取引 取引開始基準

当社は、次に定める基準に適合した顧客との間で商品CFD 取引を行います。

- (1) 当該顧客が商品CFD 取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること
- (2) 当該顧客について、所定の本人確認が行われていること
- (3) 当該顧客が当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズFX」の口座を開設しており、顧客の年齢・知識・経験・財産の状況に基づく当該FX取引の「取引開始基準」に適合していること
- (4) 取引契約締結の目的が商品CFD 取引に適したものであること
- (5) その他、当社の定める基準を満たしていること